

貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関の商号等の公表

【当社が加入する指定信用情報機関(貸金業法)】

貸金業法第41条の13に基づき、当社が加入する信用情報機関が、内閣総理大臣より指定信用情報機関として指定を受けています。

つきましては、貸金業法第41条の37に基づき、指定信用情報機関の名称を公表いたします。

指定信用情報機関名	所在地	電話番号	ホームページURL
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	〒161-8837 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	0120-810-414	http://www.cic.co.jp/

【当社が加入する指定信用情報機関(割賦販売法)】

割賦販売法第35条の3の36に基づき、当社が加入する信用情報機関が、経済産業大臣より指定信用情報機関として指定を受けています。

つきましては、割賦販売法第35条の3の58に基づき、指定信用情報機関の名称を公表いたします。

指定信用情報機関名	所在地	電話番号	ホームページURL
株式会社シー・アイ・シー(CIC)	〒161-8837 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	0120-810-414	http://www.cic.co.jp/